



## (株) くみはま縣に関する陳情書

### 主 旨

私が平成24年の2月から今日迄に提出した陳情書等と令和6年3月18日に開催された産業建設委員会の審議等について。

### 理 由

上記の間にされた質疑等において、特に総括的に行われた3月18日の内容を確認するに、24年2月以降の審議内容に対す不採択の理由等も含めて隠蔽操作等多数の矛盾点が見受けられる。

再度、新委員の段階で、答弁が何故180度変更されたのか、他にも変更理由の説明責任が生じている。

1、産建委員会に陳情する前、平成23年後半において業務提携書の写しを求めたが、京丹後市は保有していないとの事であった。株式数の過半数を制する京丹後市において、業務提携書の写しを持合せしていなかったのは不可解である。何故か市の説明を求める。

2、平成24年2月における産業建設委員会において当時の緒方部長の説明で、株式会社くみはま縣と株式会社ポラリスさんとの間に大まかな業務提携の形はとられておりますとの発言がある。

しかし、平成18年12月7日に両社の業務と責任の範囲を明確にするため承認された業務提携書には「売上の分配は8：2・運営協力負担金」等、大まかではなく細部にわたって取決められている。

しかも、「基本的に民間企業さんの業務とかに支障が生じることがあるものについては答えてはいけないと言われています。今、御質問があった件がそれに当たるのかどうかを弁護士さんなり、株式会社くみはま縣、株式会社ポラリスさんとも相談をしないと思いますので」と緒方答弁発言。

また、当初は8人の派遣と説明し次回は繁忙期にはプラス8名追加で16名と説明がある。政倫審の結果に対しても最初は異なる見解であったが、市は後日に政倫審の指摘を肯定している。この政倫審見解の変更について理事者の説明を詳しく求める。

3、政倫審の審査において、(株) くみはま縣が京都労働局に対して法律に基づき指導票で是正を確認したので、市の顧問弁護士も既に京都労働局もご確認されておりますと文面で答えています。

この変更は平成18年12月7日の(株)くみはま縣總會から平成25年10月29日付で京都労働局へ提出されるまで約7年経過しております。

市議会へ連絡があったのは、令和30年8月10日の産建委員会で約12年後、公になった平成24年2月の産建委員会以降でも6年以上です。

しかも、総会で議決されて以降も顧問弁護士にも相談せず隠蔽工作は続けました。この業務提携書の文面について、田中顧問弁護士にも相談はなかったのに、弁護士もこの事態に直面して表現技術の問題は別にしてとか、表現の拙劣さ等の問題は別としてとか、また、政倫審に対しても施設の管理・運営は(株)ポラリスではなく(株)くみはま縣だと偽りの説明に終始しています。

この京都労働局への指導書が私に届いたのが令和6年2月22日でした。何故平成25年に調査があつてから11年も隠蔽されたのか。市に詳しい説明を求めます。

4、当初の項目は出向費、労働局から指摘され、運営協力金に変更となった、理由を求める

5、監査の変更が部長から会計管理者になり、監査全体でどのような変化が認められたか。

以上の項目に亘り審査して、相違点の解決ができなければ、外部の第3者委員会(公平・公正)等を立上げ、(株)くみはま縣の解散も含めて解決を図る事。

地方自治法第124条の規定により、上記の通り陳情書を提出する。

令和7年2月17日

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

京丹後市弥栄町

有 田 光